

的な学習ニーズ、あるいは取り組むべき課題が明らかにされていることから、各項目の目標に向けて事務事業の推進に努めてまいります。

② 社会教育活動

第

6次社会教育中期計画では、青少年・成人と年齢層を分けて課題等が示されていますが、青少年の分野では生活習慣の改善や自然体験、コミュニケーション能力の不足が挙げられ、土曜日の過ごし方についても課題となっていることから、これらの改善につなげるよう各学校と協調を取りながら、事業に取り組んでまいります。

また、高齢者に至るまでの成人分野においては、求めに応じて自主的な学習の推進に向けた情報の提供を図るとともに、高齢者学級などの集合的学習の充実を図ってまいります。各年齢層に共通する読書活動の推進については、読書活動推進計画に基づき図書ボランティア制度の確立を図るなど読書活動の推進に必要な体制の整備を進めてまいります。

③ 芸術文化・文化財

芸

術・文化の推進については、情操教育の一環として子ども向けの芸術鑑賞事業を継続実施するほか、町民文化祭を中心とする文化活動発表の場の充実に努めてまいります。

文化財については、各保存団体と連携し貴重な文化財の保存・伝承・公開に努め、町民の文化財等に対する意識の高揚を図ります。特に記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選定されている松前神楽については、調査が2年目を迎えることから、松前神楽北海道連合保存会を構成する単位4団体と協議のうえ、国指定に向けた取り組みを進めてまいります。

また、埋蔵文化財については、平成21年度から23年度にかけて発掘された館崎遺跡の出土品を整理している北海道埋蔵文化財センターと協議のうえ、受け入れと保管展示に係る準備を進めてまいります。

④ 社会体育活動

各

年代層に合わせた大会や事業などを実施し、

幼児からお年寄りまでが体力や健康の維持増進が出来るよう、スポーツ推進委員や体育協会等関係団体の協力を得ながら生涯スポーツ活動を推進してまいります。

また、社会体育活動の拠点施設である総合体育館については、耐震診断に基づく耐震補強工事等を実施し、施設利用者の利便性の向上を図ります。なお、工事期間中は学校体育館を利用できるよう調整してまいります。町民プールについては、昨年度実施した「プールまつり」に一定の利用者増の効果認められることから、引き続きこれらのイベントを実施するほか、成人から高齢者に対してプール利用による体力の維持・向上効果などをPRし、利用率の維持向上に努めてまいります。



▲プールまつり

町議会定例会（3月会議）

平成26年度町議会定例会3月会議は、3月9日（月）に開催され、行政報告、町政・教育行政執行方針、一般質問のほか、議案38件、諮問1件が審議され、原案どおり可決されました。

主な内容は、次のとおりです。

☆町政執行方針及び教育行政執行方針について

（P4～P13に掲載しています。）

☆条例の制定・改正

○教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるための条例制定を行いました。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新たな地方教育行政制度

に対応するため関係条例の整理の条例制定を行いました。

○福島町特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

国が定める、従うべき基準・参酌すべき基準に基づき条例制定を行いました。

○福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

国が定める基準を踏まえ、町が実施する放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する基準を定める条例制定を行いました。

○福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

国が省令で定める基準を踏まえ、町が認可する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定を行いました。